

○びわこ成蹊スポーツ大学学則

平成15年4月1日制定

第1章 総則

第1節 目的及び自己点検・評価

(目的)

第1条 本学は、人間の徳を涵養する成蹊の名を体し、創造的な知性と豊かな人間性を培うとともに、社会との自由かつ、緊密なる交流関係を深めながら、スポーツ科学に関する教育・研究を行い、もってスポーツに関わる実践的な高度職業人の育成と学術文化の進展に寄与することを目的とする。

(自己点検・評価)

第2条 本学は、教育水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について、自ら点検・評価を行う。

2 前項の点検・評価の実施に関する規程は、別に定める。

第2節 組織

(学部、学科及び学生定員)

第3条 本学に次の学部、学科を置く。

スポーツ学部

スポーツ学科

2 学生定員は次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	収容定員
スポーツ学部	スポーツ学科	360人	1,440人

(大学院)

第3条の2 本学に大学院を置く。

2 大学院に関する学則は、別に定める。

(図書館)

第4条 本学に、図書館を置く。

2 図書館に関し、必要な事項は、別に定める。

(保健センター)

第5条 本学に、保健センターを置く。

2 保健センターに関し、必要な事項は、別に定める。

(スポーツセンター)

第6条 本学に、スポーツセンターを置く。

2 スポーツセンターに関し、必要な事項は、別に定める。

(キャリアセンター)

第6条の2 本学に、キャリアセンターを置く。

2 キャリアセンターに関し、必要な事項は、別に定める。

(事務)

第7条 本学に、事務組織を置く。

2 事務組織に関し、必要な事項は、別に定める。

第3節 教職員組織

(職員)

第8条 本学に、学長、教授、准教授、助教、助手及び事務職員を置く。ただし、教育研究上適切と認められる場合は、准教授、助教又は助手を置かないことができる。

2 本学に、前項のほか、副学長、学部長、講師、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

(職務)

第9条 学長は、本学を代表し校務を掌り、所属教職員を統括する。教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し又は研究に従事する。准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し又は研究に従事する。助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し又は研究に従事する。助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。

2 その他の事務職員等の職務については、別に定める。

第4節 教授会

(教授会)

第10条 学部の教育研究に関する重要事項を審議するため教授会を置く。

2 教授会に関し、必要な事項は、別に定める。

第2章 学部通則

第1節 学年、学期及び休業日

(学年)

第11条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第12条 学年を、次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、学長は、学期ごとの授業の開始日及び終了日について変更することができる。

(休業日)

第13条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 学園の創立記念日（4月20日）

(4) 春期休業日

(5) 夏期休業日

(6) 冬期休業日

2 学長は、必要に応じて、前項の休業日を臨時に変更することができる。

3 学長は、第1項に定めるもののほか、臨時の休業日を定めることができる。

第2節 修業年限及び在学期間

(修業年限)

第14条 本学の修業年限は、4年とする。

2 在学期間は、8年を超えることはできない。ただし、第20条第1項、第21条第1項及び第22条第1項の規定により入学を許可された者は、それぞれの在学すべき年数の2倍を超えて在学することはできない。

第3節 入学、編入学、再入学、休学、復学、転学、退学及び除籍等

(入学時期)

第15条 入学、編入学、転入学及び再入学の時期は、学年の始めとする。ただし、教育上支障がないときは、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第16条 学部に入學することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれ

に相当する学校教育を修了した者を含む。)

- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定したものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定（以下「旧検定」という。）に合格した者を含む。）
- (8) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

（入学の出願）

第17条 本学に入学を志願する者は、入学志願票に、別に定める書類及び第50条に定める検定料を添えて願い出なければならない。

（入学者の選考）

第18条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考する。

（入学手続及び入学許可）

第19条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受け、入学しようとする者は、所定の期日までに、所定の書類を提出するとともに、所定の入学手続料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

（編入学）

第20条 次の各号の一に該当する者で、本学へ編入学を志願する者があるときは、選考の上、相当の年次に入学を許可することがある。

- (1) 高等専門学校又は短期大学（外国の短期大学を含む）を卒業した者
- (2) 大学（外国の大学を含む）を卒業した者又は学校教育法第104条第7項により学士の学位を授与された者
- (3) 他の大学（外国の大学を含む）に2年以上在学し、所定の単位を修得した者

(4) その他法令により大学の途中年次に入学できるものと認められている者

2 前項の規定により、編入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱いについては、教授会の審議を経て、学長が決定する。

(再入学)

第21条 やむを得ない事由により本学を退学した者で、再入学を志願する者があるときは、選考の上、相当年次に再入学を許可することがある。

2 前項の規定により、再入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱いについては、教授会の審議を経て、学長が決定する。

(転入学)

第22条 他の大学（外国の大学を含む）に在学している者で、本学への転入学を志願する者があるときは、選考の上、相当年次に入学を許可することがある。

2 前項の規定により、転入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱いについては、教授会の審議を経て、学長が決定する。

(準用)

第23条 第17条、第18条及び第19条の規定は、第20条、第21条及び第22条の規定により入学する者に準用する。

(休学)

第24条 学生は、疾病その他正当な事由により2月以上就学することができないときは、学長の許可を得て、休学することができる。

2 疾病のため就学することが適当でないと認められる者については、学長が休学を命ずることができる。

(休学期間)

第25条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の事由があるときは、1年を限度として休学期間の延長を認めることができるが、通算3年を超えることはできない。

2 休学期間は、第14条に定める在学期間に算入しない。

(復学)

第26条 休学期間中にその事由が消滅したときは、学長の許可を得て、復学することができる。

(転学)

第27条 他の大学に、入学又は転入学を志願しようとする者は、学長の許可を得なければならない。

(留学)

第28条 外国の大学又は短期大学で修学することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項により留学した期間は、第14条の定める修業年限に含めることができる。

3 第1項による留学期間中に履修した授業科目について修得した単位の取扱いは、第36条の規定を準用する。

(退学)

第29条 退学をしようとする者は、学長の許可を得なければならない。

(除籍)

第30条 次の各号の一に該当する者は、教授会の審議を経て、学長が除籍する。

- (1) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 第14条に定める在学年限を超えた者
- (3) 第25条に定める休学期間を超えてなお修学できない者
- (4) 長期間にわたり行方不明で修学できない者
- (5) 死亡した者

第4節 教育課程及び履修方法等

(教育課程の編成方針)

第31条 本学は、学部及び学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、履修のコースによる体系的な教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、学部及び学科に関する専門領域を教授するとともに、幅広く深い教養と総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。

(教育課程の編成方法等)

第32条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

2 授業科目及びその単位数並びに履修方法等については、別表第1から別表第4のとおりとする。

(授業の方法等)

第33条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又は併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用

して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

4 第1項の授業の一部を、本学の校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

5 第2項及び第3項により与えることができる単位数は、卒業するために必要な単位数のうち、合計60単位を超えないものとする。

(単位)

第34条 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準によるものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については30時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業研究の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を与える。

(単位の授与)

第35条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、担当教員が所定の単位を与える。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第36条 教育上有益と認められるときは、学生が他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位は、60単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、外国の大学又は短期大学に留学し、修得した場合に準用する。

3 他の大学又は短期大学における授業科目の履修に関し必要な事項は、別に定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第37条 教育上有益と認められるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、教授会の審議を経て、学長が本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることができる単位数は、前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

3 大学以外の教育施設等における学修に関し必要な事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

第38条 教育上有益と認められるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む)において履修した授業科目について修得した単位(大学設置基準第31条に定める科目等履修生として修得した単位を含む)を教授会の審議を経て、学長が本学入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 教育上有益と認められるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、教授会の審議を経て、学長が本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前2項により修得したとみなし、又は与えることができる単位数は、編入学及び転入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて60単位を超えないものとする。
- 4 既修得単位等の認定に関し必要な事項は、別に定める。

(成績の評価)

第39条 成績の評価は、S、A、B、C及びFの5種の評語をもって表し、S、A、B及びCを合格とし、Fを不合格とする。

(教育職員免許状)

第40条 教育職員免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所定の単位を修得しなければならない。

- 2 本学において当該所要資格を取得できる教育職員免許状の種類は、次のとおりである。
 - (1) 中学校教諭一種免許状(保健体育)
 - (2) 高等学校教諭一種免許状(保健体育)

第5節 卒業及び学位

(卒業認定及び卒業の時期)

第41条 本学に第14条の規定による修業年限以上在学し、第32条第2項別表第1から別表第3に定める卒業要件を満たし、次の表に掲げる単位数を修得した者については、教授会の審議を経て、学長が卒業を認定する。

科目区分		必修	選択	計
学部	初年次科目	8単位	—	36単位以上
基礎	情報科目	2単位	2単位以上	

科目	外国語科目		4単位	2単位以上			
	教養科目		—	12単位以上			
	キャリア科目		6単位	—			
学部 専門 科目	専門基礎 科目	基礎	10単位	—		22単位以上	
		野外スポーツ実習	—	1単位			
科目	専門基礎 科目	実技系	2単位	9単位以上		36単位以上	
		人文・社会科学系分野	—	16単位以上	4単位 以上		
			医科学・実験系分野	—			16単位以上
			分野共通	—			—
コース展開科目			10単位	16単位以上		26単位以上	
卒業研究			4単位	—		4単位	
合計			46単位	78単位以上		124単位以上	

2 卒業の時期は、学年の終わりとする。ただし、卒業要件を満たしたときは、前期の終わりとすることができる。

(学位)

第42条 卒業した者には、学士（スポーツ学）の学位を学長が授与する。

- 2 本学と外国の大学との協定に基づく学部ダブルディグリープログラムの課程を修めた者には、学士（スポーツ学）の学位を学長が授与することができる。
- 3 前項の学部ダブルディグリープログラムの課程については、協定大学ごとに別に定める。
- 4 学位の授与等に関し、必要な事項は、別に定める。

第6節 賞罰

(表彰)

第43条 優秀な学業成績を修め又は模範となる行為のあった学生に対しては教授会の審議を経て、学長が表彰することができる。

(懲戒)

第44条 学生が、学則、諸規程及び諸指示を守らないときは、教授会の審議を経て、学長が懲戒する。

- 2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。
- 3 前項の懲戒のうち、退学については、次の各号に該当する者に対して行うことができる。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 正当な理由なくして出席が常でない者

(3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第7節 研究生、聴講生、科目等履修生、単位互換履修生及び外国人留学生

(研究生)

第45条 本学において、特別の専門事項について研究することを志願する者があるときは、本学の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生に関し、必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

第46条 本学において、特定の授業科目を受講することを志願する者があるときは、本学の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、聴講生として入学を許可することができる。

2 聴講生に関し、必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第47条 本学の学生以外の者で、一又は複数の授業科目について履修することを志願する者については、本学の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可し、単位を与えることができる。

2 科目等履修生に関し、必要な事項は、別に定める。

(単位互換履修生)

第48条 他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。以下この項において「他の大学等」という。）の学生で、本学において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他の大学等との協議に基づき、単位互換履修生として、入学を許可することができる。

2 単位互換履修生に関し、必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第49条 外国人で、本学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生に関し、必要な事項は、別に定める。

第8節 入学検定料、入学金及び授業料等

(入学検定料)

第50条 本学への入学志願者は、入学検定料として3万5,000円を納めなければならない。

2 前項の入学検定料の額を適用しない入試の種別及び金額は、別に定める。

(入学金、授業料及び教育充実費)

第51条 入学金、授業料及び教育充実費(以下「授業料等」という。)の額は次のとおりとする。

種別	金額
入学金	250,000円
授業料	年額 950,000円
教育充実費	年額 270,000円

2 外国人留学生、科目等履修生及び研究生の入学検定料、入学金及び授業料その他については、別に定める。

(授業料等の納期)

第52条 授業料等の納期は、各年度に係わる授業料については前期及び後期に区分して行うものとし、それぞれの期において納入する額は、年額の2分の1に相当する額とする。

2 入学金の納期は入学時とし、授業料等の納期は、前期分にあつては4月25日まで、後期分にあつては10月2日までとする。

3 本学において、特別の事情があると認められた者は、前項の規定にかかわらず分納又は延納を認めるものとする。

4 前項の分納又は延納の期限等については、別に定める。

(その他の納付金)

第53条 実習費その他必要な費用は、別に徴収する。

(復学等の場合の授業料等)

第54条 学年の中途において復学した者の授業料等の額は、授業料等の年額の12分の1に相当する額に復学の日の属する月から当該学期末までの月数を乗じた額とし、これを復学した日の属する月に納入しなければならない。

(休学の場合の授業料等)

第55条 休学期間中の授業料等は免除する。

2 前期又は後期の途中で休学した者は、休学が許可された月の翌月から復学した月の前月までの授業料等を免除する。

3 休学者は、月額2,500円に休学の日の属する月から復学の日の属する月までの月数を乗じた在籍料を納付しなければならない。

(退学等の場合の授業料等)

第56条 退学、転学する者は、その当該期までの授業料等は、全額を納入しなければならない

ない。

- 2 休学期間中の退学、転学については、前項の規定を適用しない。

(授業料等の免除)

第57条 経済的理由により授業料等の納入が困難と認められる者、休学中の者、その他特別の理由があると認められる者に対しては、授業料等の全額若しくは一部を免除し、又は授業料等を分納して納入させることができる。

- 2 授業料等の減免等に関し必要な事項は、別に定める。

第9節 公開講座

(公開講座)

第58条 地域社会の教育とスポーツの振興に資するため、必要に応じて公開講座を開設する。

第10節 学生宿舎等

(学生宿舎等)

第59条 本学に、学生の居住の用に供するため、宿舎を置く。

- 2 宿舎に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年4月1日)

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年4月1日)

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則第43条の規定は、平成19年度の入学生及び平成21年度の編入学生から適用し、平成18年度以前の入学生及び平成20年度以前の編入学生については、従前の例による。

附 則 (平成18年12月21日)

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 第34条第2項の規定については、平成18年12月21日から施行する。ただし、平成15年度、平成16年度、平成17年度及び平成18年度に入学した学生については、従前の例による。

附 則 (平成21年4月1日)

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年10月20日）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月1日）

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則第34条の規定は、平成22年度の入学生及び平成24年度の編入生から適用し、平成21年度以前の入学生及び平成23年度以前の編入生については、従前の例による。

附 則（平成23年4月1日）

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則第34条第2項及び第43条の規定は、平成23年度の入学生及び平成25年度の編入生から適用し、平成22年度以前の入学生及び平成24年度以前の編入生については、従前の例による。

附 則（平成23年4月21日）

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 第3条に規定するスポーツ学部生涯スポーツ学科及び競技スポーツ学科の学生定員は、同条に係わらず、平成24年度から平成26年度まではそれぞれ次のとおりとする。

年度	スポーツ学部						合計
	生涯スポーツ学科			競技スポーツ学科			
	入学定員	3年次編入 定員	収容定員	入学定員	3年次編入 定員	収容定員	
平成24年度	124	0	492	156	0	618	1110
平成25年度	124	0	488	156	0	612	1100
平成26年度	124	0	492	156	0	618	1110

附 則（平成23年10月24日）

この学則は、文部科学大臣の認可の日（平成23年10月24日）から施行する。

附 則（平成24年4月1日）

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年9月24日）

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行として平成27年度入学者から適用し、平成26年度以前の入学者については従前の例による。
- 2 第3条に規定するスポーツ学部スポーツ学科の定員は、同条に係わらず、平成27年度から平成30年度まではそれぞれ次のとおりとする。

年度	スポーツ学部									合計
	生涯スポーツ学科			競技スポーツ学科			スポーツ学科			
	入学定員	3年次編入学定員	収容定員	入学定員	3年次編入学定員	収容定員	入学定員	3年次編入学定員	収容定員	
平成27年度	—	—	372	—	—	468	280	0	280	1120
平成28年度	—	—	248	—	—	312	280	0	560	1120
平成29年度	—	—	124	—	—	156	280	0	840	1120

附 則（平成26年11月20日）

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年2月25日）

- この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 改正後の別表（第32条第2項関係）は、平成27年度入学生及び平成29年度編入学生より適用する。

附 則（平成28年3月24日）

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月29日）

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年4月19日）

- この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 改正後の第51条の規定は、平成31年度入学生から適用し、平成30年度以前の入学生については、従前の例による。

附 則（平成31年2月21日）

- この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 第32条第2項別表に規定するキャリア関連科目のうち、「総合的な学習の時間の指導法」は、平成31年度入学生から適用する。
- 第39条の規定は、平成30年度以前の入学生にも遡及して適用する。

附 則（令和2年2月27日）

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第32条第2項及び第41条の規定は、令和2年度入学生から適用し、平成31年度以前の入学生については、従前の例による。
- 3 この学則の編入学者への適用は、当該編入学生が属する年次の学生と同様に扱うものとする。
- 4 令和2年3月31日以前に学部ダブルディグリープログラムの課程を修めた者に授与した学位については、改正後の第42条第2項及び第3項の規定により授与したものとみなす。

附 則（令和3年2月25日）

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年2月24日）

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 第32条第2項別表4に規定する資格関連科目のうち、「教育の方法及び技術（情報通信技術の活用含む）」は、令和4年度入学生から適用し、令和3年度以前の入学生は、改正前の「教育方法論」を適用する。

附 則（令和5年6月22日）

この学則は、令和5年7月1日から施行する。

別表第1（第32条第2項関係）

学部基礎科目

科目区分	授業科目名	配当年次	単位数		卒業要件	
			必修	選択	選択（必修を含む。）	合計
初年次 科目	成蹊スポーツ基礎演習	1	2		8単位	36単位 以上
	フレッシュマンキャンプ演習	1	2			
	スタディスキルⅠ	1	2			
	スタディスキルⅡ	1	2			
情報科 目	情報処理論	1	2		2単位	
	コンピューターリテラシーⅠ	2		2	2単位以上	
	コンピューターリテラシーⅡ	2		2		
外国語 科目	英語基礎	1	2		4単位	
	英語表現	1	2			

	English Communication I	2		2	2単位以上	
	English Communication II	2		2		
	中国語	2		2		
	韓国語	2		2		
	スペイン語	2		2		
教養科目	こころ とから だ	栄養と健康	1		2	4単位以上
		コミュニケーションと身体表現	1		2	
		人間と教育	1		2	
		ジェンダー論	2		2	
		人間の心理と行動	2		2	
		情報倫理	1		2	
	生活と 社会	法と生活（日本国憲法を含む）	1		2	4単位以上
		産業と社会	1		2	
		職業としてのスポーツ	2		2	
		地域福祉とボランティア	1		2	
		現代社会と政治	2		2	
		現代社会とジャーナリズム	2		2	
	自然と 文化	滋賀の歴史と文化	1		2	4単位以上
		スポーツ科学のための基礎自然科学	1		2	
		多文化共生社会	1		2	
		琵琶湖の環境と科学	2		2	
陶芸と地域伝統文化		2		2		
キャリア ア科目	自己理解とキャリアプランニング	1	2		6単位	
	キャリア形成と仕事理解	2	2			
	仕事とキャリア演習（インターンシップを含む）	3	2			

別表第2（第32条第2項関係）

学部専門科目

科目区分	授業科目名	配当年	単位数	卒業要件
------	-------	-----	-----	------

			次	必修	選択	必修	選択	合計
専門基礎科目	基礎	スポーツ学入門	1	4		10単位		22単位以上
		オリンピック・パラリンピック教育	1	2				
		スポーツ学研究法Ⅰ	2	2				
		スポーツ学研究法Ⅱ	2	2				
		野外スポーツ実習	1		1		1単位	
	マリンスポーツ	1		1				
	スノースポーツ	1		1				
	琵琶湖遠泳	1		1				
	実技系	水中運動法	1	2		2単位		9単位以上
		陸上競技	1		1			
		器械運動	1		1			
		バレーボール	1		1			
		テニス	1		1			
		バスケットボール	1		1			
		サッカー	1		1			
		ハンドボール	1		1			
		テーピング・ストレッチ	1		1			
		ソフトボール	2		1			
		柔道	2		1			
		ダンス	2		1			
剣道		2		1				
体づくり運動・健康体操		2		1				
障がい者スポーツ		2		1				
レクリエーションスポーツ	2		1					
エアロビックダンス	2		1					
専門基礎科目	人文・社会科学系分	スポーツ哲学概論	1		2	16単位以上	4単位以上	36単位以上
		スポーツ心理学概論	1		2			
		スポーツ社会学概論	1		2			

野	スポーツマネジメント学概論	1		2				
	健康教育・管理論	1		2				
	学校保健	2		2				
	スポーツ法学	2		2				
	障がい者スポーツ概論	2		2				
	運動学概論	2		2				
	スポーツマーケティング論	2		2				
	レジャー・レクリエーション論	2		2				
	医科学・実践系分野	身体構造と機能	1		2	16単位以上		
		スポーツ生理学概論	1		2			
救急処置法		1		2				
体力トレーニング概論		1		2				
スポーツ指導論		1		2				
スポーツ栄養学概論		2		2				
スポーツ医学概論		2		2				
スポーツと安全管理		2		2				
衛生・公衆衛生学		2		2				
自然環境と野外スポーツ		2		2				
分野共通	スポーツボランティア実習	2・3		1				
	海外研修実習	2・3		1				

別表第3（第32条第2項関係）

コース展開科目・卒業研究

科目区分	授業科目名	配当年次	単位数		卒業要件		
			必修	選択	必修	選択	合計
学校スポーツ教育コース	学校スポーツ教育基礎演習Ⅰ	3	2		10単位以上		26単位以上
	学校スポーツ教育基礎演習Ⅱ	3	2				
	学校スポーツ教育専門実習Ⅰ	3	1				

ース	学校スポーツ教育専門実習Ⅱ	3	1				
	学校スポーツ教育演習Ⅰ	4	2				
	学校スポーツ教育演習Ⅱ	4	2				
	学校スポーツの理論と実際	3		2	16単 位以 上		
	保健体育科教育課程論	3		2			
	教材開発演習Ⅰ	3		2			
	学校スポーツ指導法（団体種目）	3・4		2			
	教材開発演習Ⅱ	3・4		2			
	学校スポーツ指導法（個人種目）	3・4		2			
	武道・舞踊論	3		2			
	学校スポーツの国際比較	3		2			
	部活動指導論	3		2			
	保健体育授業分析評価法	3・4		2			
スポーツ ビジネス コース	スポーツビジネス基礎演習Ⅰ	3	2			10単 位	26単位 以上
	スポーツビジネス基礎演習Ⅱ	3	2				
	スポーツビジネス専門実習Ⅰ	3	1				
	スポーツビジネス専門実習Ⅱ	3	1				
	スポーツビジネス演習Ⅰ	4	2				
	スポーツビジネス演習Ⅱ	4	2				
	スポーツ産業論	3		2	16単 位以 上		
	スポーツ・メディア論	3		2			
	スポーツ政策論	3		2			
	スポーツツーリズム論	3		2			
	スポーツビジネス実践論	3		2			
	スポーツ消費者行動論	3		2			
	スポーツビジネス広報論	3		2			
スポーツスポンサーシップ	3・4		2				
スポーツ施設イベントマネジメント	3・4		2				
スポーツマネジメント特別講義	3・4		2				
健康・	健康・トレーニング科学基礎演習Ⅰ	3	2		10単	26単位	

トレーニング 科学コ ース	健康・トレーニング科学基礎演習Ⅱ	3	2		位		以上
	健康・トレーニング科学専門実習Ⅰ	3	1				
	健康・トレーニング科学専門実習Ⅱ	3	1				
	健康・トレーニング科学演習Ⅰ	4	2				
	健康・トレーニング科学演習Ⅱ	4	2				
	実践スポーツ栄養学	3		2	16単 位以 上		
	スポーツリハビリテーション	3		2			
	身体発育発達論	3		2			
	スポーツ生理学	3		2			
	体力測定と評価	3		2			
	運動と免疫	3		2			
	スポーツ動作分析法	3		2			
	スポーツコンディショニング論	3		2			
	スポーツ医学特別講義（内科）	3・4		2			
	スポーツ医学特別講義（外科）	3・4		2			
	運動処方と運動療法	3・4		2			
	身体開発システム論	3・4		2			
	スポーツコンディショニング特別講義	3・4		2			
	コーチ ングコ ース	コーチング基礎演習Ⅰ	3	2			
コーチング基礎演習Ⅱ		3	2				
コーチング専門実習Ⅰ		3	1				
コーチング専門実習Ⅱ		3	1				
コーチング演習Ⅰ		4	2				
コーチング演習Ⅱ		4	2				
コーチング理論		3		2	16単 位以 上		
パフォーマンス分析論		3		2			
ゲーム分析法		3		2			
身体操作法		3		2			
スポーツメンタルサポート論		3		2			
トップアスリート論		3		2			

	陸上競技コーチング理論と実践	3		2		
	水泳コーチング理論と実践	3		2		
	柔道コーチング理論と実践	3		2		
	サッカーコーチング理論と実践	3		2		
	バレーボールコーチング理論と実践	3		2		
	バスケットボールコーチング理論と実践	3		2		
	ベースボールコーチング理論と実践	3		2		
	テニスコーチング理論と実践	3		2		
	スポーツ指導支援	3・4		2		
	コーチング社会論	3・4		2		
	ハイパフォーマンスコーチング実践論	3・4		2		
野外・レクリエーションスポーツコース	野外・レクリエーションスポーツ基礎演習 I	3	2		10単位	26単位以上
	野外・レクリエーションスポーツ基礎演習 II	3	2			
	アウトドアスポーツ専門実習 (夏季)	3	1			
	アウトドアスポーツ専門実習 (冬季)	3	1			
	野外・レクリエーションスポーツ演習 I	4	2			
	野外・レクリエーションスポーツ演習 II	4	2			
	キャンプカウンセリング	3		2	16単位以上	
	キャンプ指導法	3		2		
	冒険教育プログラム	3		2		
	マリンスポーツ指導法	3		2		
	アウトドアスポーツ実践論 (夏季)	3		2		
	アウトドアスポーツ実践論 (冬季)	3		2		
	環境教育プログラム	3・4		2		
	野外レクリエーション論	3・4		2		
アウトドアスポーツビジネス実践論	3・4		2			
生涯スポーツ	生涯スポーツ基礎演習 I	3	2		10単位	26単位以上
	生涯スポーツ基礎演習 II	3	2			

コース	生涯スポーツ専門実習Ⅰ	3	1				
	生涯スポーツ専門実習Ⅱ	3	1				
	生涯スポーツ演習Ⅰ	4	2				
	生涯スポーツ演習Ⅱ	4	2				
	生涯スポーツの理論と実際	3		2	16単 位以 上		
	地域社会とスポーツ	3		2			
	スポーツ文化論	3		2			
	こどもの遊びと運動	3		2			
	健康と生涯スポーツ	3		2			
	生涯スポーツ指導法	3		2			
	障がい者スポーツ指導法	3・4		2			
	中高齢者と生涯スポーツ	3・4		2			
	生涯スポーツと地域保健	3・4		2			
	女性とスポーツ	3・4		2			
卒業研 究	卒業研究	4	4			4単位	4単位

別表第4（第32条第2項関係）

資格関連科目

科目区分	授業科目名	配当年次	単位数
諸資格	エアロビックエクササイズ	2	1
	エアロビックダンス（プログラミング）	3	1
	エアロビックダンス（指導法）	3	1
	アスレティックトレーナー特別講座(1)	1	2
	アスレティックトレーナー特別講座(2)	4	2
	アスレティックトレーニング実習Ⅰ	3	1
	アスレティックトレーニング実習Ⅱ	3	1
	アスレティックトレーニング実習Ⅲ	4	1
	健康運動指導士特別講座(1)	4	2
	健康運動指導士特別講座(2)	4	2

教育職 員免許 状	保健体育科教育法Ⅰ（体育）	2	2
	保健体育科教育法Ⅱ（保健）	3	2
	教材研究Ⅰ（体育）	3	2
	教材研究Ⅱ（保健）	3	2
	教育学概論	1	2
	教職入門	1	2
	教師論	3	2
	教育制度論	3	2
	生涯教育論	2	2
	教育心理学	2	2
	特別支援教育論	2	2
	教育課程論	2	2
	道徳の指導法	2	2
	総合的な学習の時間の指導法	3	2
	特別活動論	3	2
	教育の方法及び技術（情報通信技術の活用含む）	2	2
	生徒・進路指導論	2	2
	教育相談基礎論	3	2
	教育相談と学校カウンセリング	3	2
	教育実習指導	4	1
	教育実習Ⅰ	4	4
	教育実習Ⅱ	4	2
	教職実践演習（中・高）	4	2
福祉と介護	2	2	